

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）

保健福祉部子育て支援課

事業費：124,244 千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

事業内容

1 支給対象者

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
 - (2) 公的年金等を受給している者で下記の者
 - ① 手当の認定審査を受けた結果、全部支給停止となっている者
 - ② 手当の認定審査を受けていないが、受けた場合、手当の規定に基づき全部支給停止又は一部支給停止となると想定される者
- ※①②とも、支給制限限度額を下回る者に限る。

- (3) 上記(1)(2)以外の受給資格者で、当該感染症の影響で家計が急変し、急変後1年間の収入見込み額が手当の対象となる水準まで下がった者（公的年金等を受給していないが、就労所得制限等により、手当の支給停止決定を受けている者を含む。）

2 給付額

児童1人当たり5万円を支給

事業費内訳 ※全額国庫負担（10/10）

【交付金】対象児童数	2,430人	合計	121,500千円	
【事務費】職員手当等	1,258千円	消耗品費	923千円	
	印刷製本費	61千円	通信運搬費	329千円
	手数料	173千円		
		合計	124,244千円	

支給スケジュール等

支給対象者	支給時期	申請	判定
対象者(1)	6月中に支給	不要	辞退者以外の全員へ支給
対象者(2)	申請受理後、早期に支給	要	令和2年中の所得を元に判定
対象者(3)		要	令和2年2月以降の任意月の収入等で判定